

一般質問発言通告書

発言順位 3番

下記事項について質問をしたいので、会議規則第51条第1項の規定により通告します。

令和4年11月22日

三島市議会議長 川原 章寛 様

三島市議会議員 3番 村田 耕一

| | |
|---|--------------------|
| 質問事項 1 | 市民満足度の向上を |
| 具体的内容 | |
| 市民の方はさまざまな場面で市役所にて手続きを行う場合に、待ち時間が発生する。また粗大ごみ処理サービスを受ける場合にも待ち時間が発生する。その他に楽寿園の車椅子移動の改善策と都市計画道路の一部供用開始までの時間短縮が求められると考え、以下に現状と改善策と見通しを伺う。 | |
| 1 証明書関係はコンビニでの出力ができるが、届け出関係は窓口で行わなければならない。現状たとえば転入、転居、転出の待ち時間を含めた手続き時間は繁忙時にどのくらいと把握しているか。 | |
| 2 市内での転居届完了まで2時間かかったとお声を頂いているが、すぐにでも改善が必要である。待ち時間短縮をどう推進しようとしているか、DX推進と窓口業務の民間委託の2つについて見解を伺う。 | |
| 3 粗大ごみ持ち込み時、清掃センターで待ち時間が発生している。これを予約制にして待ち時間解消を図れないか。 | |
| 4 都市計画道路谷田幸原線徳倉工区において工事に伴い導線がわかりにくくなっている。壱町田交差点から市道幸原富士ビレッジ線までの早期供用開始を求めるがいつになるか。 | |
| 5 楽寿園では2cmくらいの深さの砂利の所や坂で車椅子移動が難しい状態にある。 (1) すぐに深いところの砂利を取り除けないか、また砂利の深さを1cm以下に管理できないか。 (2) 菊まつりイベント時にレンタルで電動車椅子ウィルを用意できないか。 | |
| 質問事項 2 | 市管理地や荒廃地の草刈り等整備支援策 |
| 具体的内容 | |
| さまざまな理由で土地の管理がなされずに放置され、草などが伸び放題で周辺環境や景観などに悪影響を及ぼしている所をどうしていくか、また市管理地でも草刈り等整備において除草作業に多くの時間を取られているのではないかと考えるがその対応状況とこれからの効率化について以下に伺う。 | |
| 1 耕作放棄地について令和3年度から荒廃農地の区分が変更されているが、旧A分類、B分類の面積はどのように推移しているか。 | |
| 2 耕作放棄地の草刈り等の管理されていないところに対してその整備について現状どのように解決に取り組んでいるか。 | |
| 3 リモコン式草刈り機を導入して人的負担軽減と草刈り作業時間の短縮を図れないか伺う。この機械の作業能力は6人分の能力があるとされ、そのスピードの速さと人的負担軽減は明らかである。 (1) 耕作放棄地において管理の要請をしても対応が難しい場合、リモコン式草刈り機を貸し出し、管理者の草刈り作業の負担軽減を図る事により整備を進められないか。 (2) 河川の法面や市管理地の草刈りをリモコン式草刈り機使用で効率化できないか。 (3) 公園等の草刈り作業に導入できないか。 | |